

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|--|----------------|-------|
| と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 3 項第 2 号 | と畜場外への持出しに係る許可 | 生活衛生課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法施行令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかの目的であること。
- (2) 法施行規則第 12 条に規定する基準を満たすこと。
- (3) 盛岡市と畜場法施行細則第 6 条に基づき、とさつしようとする日の 2 日前までに、と畜場外とさつ許可申請書により申請が行われていること。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。